

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成28年厚生労働省告示第52号）により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（第三者の行為によって生じた交通事故に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。</p> <p>ア } (略)</p> <p>イ } (略)</p> <p>エ } (略)</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん（扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。） 1回につき 10,100円</p> <p>放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中枢神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が大脳、小脳又は脳幹であるものに限る。）</p>	<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成28年厚生労働省告示第52号）により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（第三者の行為によって生じた交通事故に係る自費診療及び日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。</p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p>エ } (同 左)</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん（扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。） 1回につき 10,100円</p> <p>放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中枢神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が大脳、小脳又は脳幹であるものに限る。）</p>

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ一断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱（画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。） 1回につき 80,257円

LDLアフェレシス療法 1回につき 3,490円

FOLFOX6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定 1回につき 19,780円

腹腔鏡下広汎子宮全摘術

1回につき 781,450円

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎子宮全摘術 子宮頸がん（FIGOによる臨床進行期分類がIB期以上及びII B期以下の扁平上皮がん又はFIGOによる臨床進行期分類がIA2期以上及びII B期以下の腺がんであって、リンパ節転移及び腹腔内臓器に転移していないものに限る。） 1回につき 1,316,969円

テモゾロミド用量強化療法 膠芽腫（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）

1コース（14日間）につき 4,774円

カ }
く } (略)
ヌ }
(後 略)

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ一断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱（画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。） 1回につき 80,257円

LDLアフェレシス療法 1回につき 3,490円

FOLFOX6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定 1回につき 19,780円

腹腔鏡下広汎子宮全摘術

1回につき 781,450円

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎子宮全摘術 子宮頸がん（FIGOによる臨床進行期分類がIB期以上及びII B期以下の扁平上皮がん又はFIGOによる臨床進行期分類がIA2期以上及びII B期以下の腺がんであって、リンパ節転移及び腹腔内臓器に転移していないものに限る。） 1回につき 1,316,969円

テモゾロミド用量強化療法 膠芽腫（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）

1コース（14日間）につき 4,774円

全身性エリテマトーデスに対する初回副腎皮質ホルモン治療におけるクロピドグレル硫酸塩、ピタバスタチンカルシウム及びトコフェロール酢酸エステル併用投与の大腿骨頭壊死発症抑制療法
全身性エリテマトーデス（初回の副腎皮質ホルモン治療を行っている者に係るものに限る。）

入院初日 2,426円

入院2日目以降 1日につき 434円

外来処方時 1回につき 885円

外来処方日数加算 1日につき 346円

ただし、外来については、外来処方時及び外来処方日数加算の合計額を請求する。

カ }
く } (同 左)
ヌ }

附 則

この規程は、平成29年11月14日から施行する。ただし、第2条第1項本文に係る改正規定は、平成30年1月1日から施行する。